

こうけんでこうけん 後見DE貢献

～IKUKO のつぶやき～

冬の足音が徐々に近づいています。もう少し秋を楽しませてほしい、そんな空気も感じられる中、皆様の秋はどんな装いでしょうか。

さて、今日は私の失敗の話をしたいと思います。

2年前のこと、私が任意後見契約をしているおひとりさま女性へ、ある書類を郵送することになり、郵便局のレターパックにその書類を入れ、封をして投函しました。その前に体調などの確認のためその方からはいつものようにお電話をいただいていて、右手を怪我して思うように動かせない、とおっしゃっていました。その方から後日また書類の件で電話があり、話をしたのですが、その時ハッと気づいたのです。どうやってあの硬いレターパックにハサミを入れたのかと。

その方は何もおっしゃいませんでしたが、私は自分の想像力のなさに唖然としたのでした。どんな小さな仕事にもベストを尽くさねばと…。



★IKUKO

★LINE 公式
アカウント★
を取得しました。
@965ehhek



友だち登録を
ぜひよろしく
お願い致します
(●^o^●)

YouTube

國松偉公子の
相続相談室



前回は任意後見制度の流れについて触れてきました。さて、今回のお話
任意後見制度の特徴とは…

- ① 自分が選んだ人に支援してもらえます。
 - ② 自分の希望どおりの支援が受けられ、自分の意思をきめ細かく反映できます。
 - ③ 元気なうちに契約できるので、自分自身将來の不安が軽くない安心できること。
- という点です。

ところがその一方で

- ① 契約内容が難しく、契約を結ぶまでの(契約締結)信頼関係を築くためにはどうしても時間がかかるってしまう場合が多いこと。
- ② 家庭裁判所で選ばれる後見人の場合とは違い、任意後見人の権限は契約時に定めた代理権のみであり、同意権・取消権がありません。そのため、本人が不利益な契約(悪徳商法など)をしてしまった場合でも任意後見人は取消をすることできません。

という問題点もあります。
もしも任意後見契約の委任者が繰り返し消費者被害に遭っている場合などには**法定後見制度への移行**を検討します。



2020年11月1日
発行所
オールフォーワングループ
司法書士・行政書士 国松偉公子事務所
オールフォーワン土地家屋調査士事務所
〒1850021
東京都国分寺市南町三丁目22番2号
ゼルコビル4階
Tel 0423000255 fax 0423000256
office@kunimatu.jp

◆◆家庭裁判所とは◆◆

家庭裁判所は全国50か所
管轄区域は北海道が4つに分かれているほかは各都道府県と同じです。
203か所の支部、77か所の家庭裁判所出張所が設けられています。

★民間から選ばれた参与員や調停委員がいるので、裁判所の中でも意外と穏やかでアットホームな雰囲気があるのが特徴です。裁判所は決して身近な存在ではありませんが、何も怖がることはないのです！(*^▽^*)！

後見制度では財産目録や収支状況を定期的に報告をするだけではなく

- ① 重要な財産の処分、遺産分割、相続放棄など財産管理の方針を大きく変更するとき
 - ② 本人の入院、氏名、住所、本籍または成年後見人の氏名。住所が変わったとき
 - ③ 療養看護の方針を大きく変えるときなど様々な報告が必要となります。
- 日々の対応の中で判断に迷ったり困ったりすることがあれば裁判所に相談して指示を仰ぎます。

～～次回からは～～



後見の実務で経験したなるほど話や
ちょっと気になる話などを
織り交ぜながらお伝えしたいと思います

！どうぞお楽しみに！